

令和6年度 青少年健全育成県民総ぐるみ運動実践要綱

1 趣旨

福島県の総合計画に掲げる基本目標「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」の達成に向け、本県の次代を担う青少年が、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝き、心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いです。

このためには、家庭・学校・職場・地域・関係機関・団体等がそれぞれの役割を十分認識し、互いに協力し合って青少年の健全育成を推進していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症による社会への影響がまだ完全に払拭されていないほか、ネット社会が急速に進展するなど青少年を取り巻く環境も大きく変わりました。さらには、東日本大震災と原子力災害の経験により、私たちは、家族や地域における「きずな」や安心してふるさとで暮らせることの大切さを改めて認識することとなりました。

これらを踏まえ、今年度は、青少年の社会参加活動等を促進するとともに、青少年の心のケアを図る取組を充実させるなど、関係機関及び地域住民等の行う青少年育成のための諸活動を連携して集中的に実施します。

2 実践期間

令和6年7月1日(月)から8月31日(土)までの2か月間

3 運動のメインテーマ

「生かそう、きずな。未来のために！」

4 運動目標

- (1) 地域のきずなを強め、青少年の社会参加を進めよう。
- (2) 青少年の心の痛みを理解しよう。
- (3) 家族みんなで明るい家庭をつくろう。
- (4) 力を合わせて明るい地域社会をつくろう。
- (5) 声かけ合って青少年を事故から守ろう。
- (6) みんなの力で青少年の非行をなくそう。

5 主唱

福島県青少年健全育成推進本部(福島県・福島県教育委員会・福島県警察本部)

6 実践機関・団体

福島県青少年健全育成推進本部・市町村・市町村教育委員会・福島県青少年育成県民会議・青少年育成市町村民会議・福島県私学団体総連合会・福島県PTA連合会・福島県高等学校PTA連合会・その他関係機関・団体

7 実践内容

運動の実践内容は別紙のとおりとし、地域の実情や関係機関・団体の特性などを考慮しながら積極的に推進するものとする。

8 運動の推進方法

この運動の推進に当たって、福島県青少年健全育成推進本部、福島県青少年育成県民会議は、関係機関・団体に対し運動を周知することとし、また、実践機関・団体においては、青少年の自主的参加が図れる行事を実施するなど、地域ぐるみの自主的な活動を実践するものとする。

9 連携を図る事業

本運動実践期間中に次の青少年非行防止等のための運動が行われるので、これらの運動との有機的な連携を図りながら、効果的に実践するものとする。

- (1)「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月 こども家庭庁)
- (2)「社会を明るくする運動強調月間」(7月 法務省)
- (3)「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」(7/16～7/25 福島県・福島県交通対策協議会)
- (4)「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動(6/20～7/19 厚生労働省・福島県)